

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和6年12月4日

奈良県知事
山下 真 殿

住 所
奈良県北葛城郡広陵町笠162番地
名称及び代表者の氏名
広陵町商工会 会長 乾 浩之

住 所
奈良県北葛城郡広陵町南郷583番地1
名称及び代表者の氏名
広陵町 町長 山村 吉由

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：山田 晴士

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

○広陵町について

広陵町は、大和平野の中西部に位置し、奈良盆地西部の低地とその西に続く馬見丘陵の一部からなる。町の中央部は東経 135 度 45 分 14 秒、北緯 34 度 32 分 22 秒であり、町の区域は、南北 5.5 km、東西 4.5 km、総面積は 16.3 km²である。東は田原本町、南は橿原市、大和高田市、西は香芝市、上牧町、北は河合町、三宅町に接している。

地形の大部分を、盆地在が占め、海拔 40～60mの平坦な土地が続く一方、西側の馬見地域は海拔 70～80mの丘陵をなしている。

また、河川は、高田川、葛城川、曾我川の主要三河川が南北に縦断している。

○洪水（地域防災計画、ハザードマップ）

本町の水害は過去の災害履歴から葛城川と広瀬川の合流地点周辺を中心に、葛城川支流や高田川支流等において被害をもたらしてきている。特に平成 29 年の大雨の際は、広瀬川、古寺川、馬見川に設置されている逆流防止桶門が閉じられたことにより広範囲な地域で河川が氾濫、特に広瀬川周辺の一部地区では全域が浸水、床上 6 件、床下 7 件の浸水被害が発生している。

この時の水害は高田川、葛城川、曾我川の支流において発生したもので、過去の水害時の浸水箇所と重なる場所で発生している。

近年、町ではこれら踏まえ雨水貯留浸透施設を整備するなど河川の氾濫防止に力を入れている。しかしながら、町内の低地を解消することは困難であり、重点的な予防対策が必要となっている。

広陵町ハザードマップによると、当会が立地する周辺地域においては、浸水被害は想定されていないが、準工業地域に指定されている「中、弁財天、南の一部地域」では、最大 0.5～3mの浸水被害が予想される。また、曾我川左岸の大場地区（県道小柳橋下流端から大和川合流地点の間）は、国土交通大臣指定の河川として危険個所に指定されている。

（大和川流域の 12 時間の総雨量 316 mm を想定）

○土砂災害（地域防災計画）

本町には、土砂災害の危険が予測されている箇所や地区はないが、今後、県の協力のもと、危険な箇所が確認された場合には、土砂災害等の危険指定などの状況について、住民等に周知を図り、地域の防災体制の充実を支援する見込みである。

○地震（ハザードマップ）

広陵町地震ハザードマップによると広陵町への影響が大きく、発生率が高い地震は中央構造線断層帯、生駒断層帯、奈良盆地東縁断層、東南海・南海（同時発生）の 4 種類を想定している。規模としては、全国どこでも発生する可能性のある地震として、マグニチュード 6.9 の直下型地震が発生した場合を想定している。

また地震発生の際は、準工業地域になっている笠区・平尾区・中区それぞれの区域で建物全壊棟数率が 40%を超える箇所があると想定され、中央構造線断層帯による地震が発生した場合は、全壊 3,260 棟で最も被害が多く、次いで生駒断層帯による地震 2,924 棟の建物被害が予想される。（半壊棟数は、千股断層による 2,296 棟の被害が予想されている）

○その他

当町で過去に被害を及ぼした災害

- ・昭和57年8月 台風10号の豪雨による大和川洪水水害
- ・平成10年9月 台風7号による暴風被害
- ・平成29年10月 台風21号による水害
- ・平成30年9月 台風21号による暴風被害
- ・令和5年6月 大雨による水害

○感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していないような新型ウイルスは、全国的かつ急速にまん延し、広陵町においても多くの町民の生命及び健康に重大に影響を与える恐れがある。

※洪水、地震に関するハザードマップのサイトは下記の通り、マップは別紙参照。

- ・広陵町洪水ハザードマップ

kouzuihaza-do2021.pdf (town.koryo.nara.jp)

- ・広陵町地震ハザードマップ

11.jisin_map.pdf (town.koryo.nara.jp)

その他地域の災害リスクに対応していくため、下記の防災関連サイトも活用することとする。

- ・地震情報（気象庁ホームページ）

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

- ・国土交通省ハザードマップポータルサイト
～身のまわりの災害リスクを調べる～（国土交通省）

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

- ・地震ハザードステーション（国立研究開発法人防災科学技術研究所）

<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

- ・新型インフルエンザ等感染症情報（内閣感染症危機管理統括庁）

<https://www.caicm.go.jp/index.html>

- ・感染症情報（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 901人
- ・ 小規模事業者数 697人
(管内会員事業者) 609人

| 業種 | | 商工業者数 | 小規模事業者数 (管内会員事業所数) | 備考(事務所の立地状況等) |
|------|-------|-------|-----------------------|---------------|
| 商工業者 | 製造業 | 224 | 182 | 町内に広く分散している |
| | 小売業 | 214 | 113 | 町内に広く分散している |
| | サービス業 | 235 | 141 | 町内に広く分散している |
| | その他 | 228 | 173 | 町内に広く分散している |

(3) これまでの取組

1) 広陵町の取組

- ・ ハザードマップの作成と公表(洪水・地震)
- ・ 各校区別防災訓練
- ・ 地域防災計画策定
- ・ 広陵町BCP策定に向けた職員研修開催
- ・ 防災士向け技術研修開催
- ・ 広陵町防災倉庫内防災備品整備事業
- ・ 広陵町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 広陵町商工会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 奈良県火災共済協同組合や東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)等の損保取扱機関と連携した損害保険への加入促進

II 課題

- ・ 広陵町では「洪水ハザードマップ」や「地震ハザードマップ」を作成され災害時の備えなどについて、周知に取り組まれているが、現状では、緊急時の取組について広陵町と広陵町商工会との明確な取り決めがなく、漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・ 平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・ 保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・ 感染症対策において、国の方針に基づき地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、広陵町商工会と広陵町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援が行えるよう、また、広陵町内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入の確認、推奨する。

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～ 令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 広陵町商工会と広陵町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・ 広陵町が令和5年3月に改正した「地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止対策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 広陵町商工会は、令和7年度事業継続計画を作成。
広陵町商工会の役割としては、事業継続計画（BCP）策定促進のための情報提供や相談体制の整備等により、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性を啓発する。また、会員・組合員等に対し、行政等と連携をとり、支援策情報の周知に努める。さらに、商工会等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ奈良県商工会連合会、東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード8の地震）が発生したと仮定し、広陵町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、速やかに職員の安否確認を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を広陵町商工会と広陵町で共有する。）
- ・県内若しくは町内で感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、広陵町における感染症対策本部設置に基づき広陵町商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・広陵町商工会と広陵町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等

（地震における場合）建物の倒壊や、道路の損壊、堤防の決壊など命の危険がある場合は、まず職員自身の安全の確保し、安全が確認できれば出勤する。等

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
（例：被害規模の目安は以下を想定）

| | |
|-----------|---|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害がない | <ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。 |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

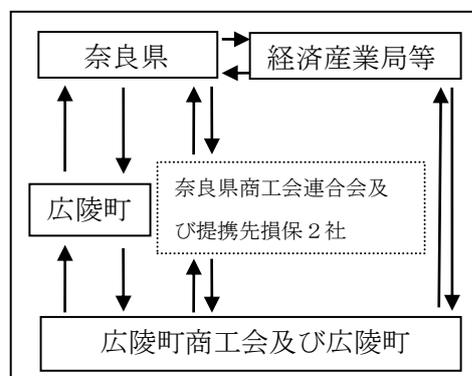
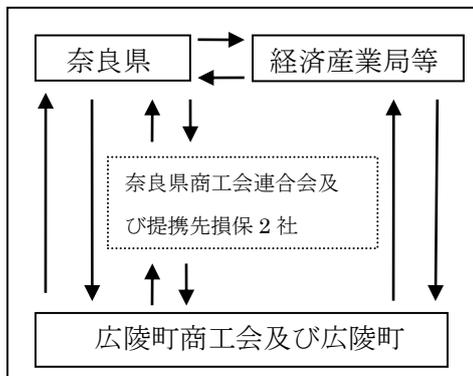
- ・ 本計画により、広陵町商工会と広陵町は以下の間隔で被害情報を共有する。

| | |
|---------|-------------------|
| 発災後～2週間 | 1日に1回共有する |
| 2週間～1か月 | 必要に応じて1日に1回程度共有する |
| 1か月以降 | 必要に応じて共有する |

- ・ 災害及び感染者等発生時は、広陵町で取りまとめた「広陵町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 > 下図は連絡ルートの一例

- ・ 自然災害等発生時に、広陵町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 自然災害等による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 広陵町商工会と広陵町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 広陵町商工会と広陵町が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて広陵商工会又は広陵町より奈良県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、広陵町商工会と広陵町が共有した情報を奈良県の指定する方法にて広陵町商工会又は広陵町より奈良県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、広陵町と相談する（広陵町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・広陵町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や奈良県、広陵町等の施策）について、広陵町内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

※その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

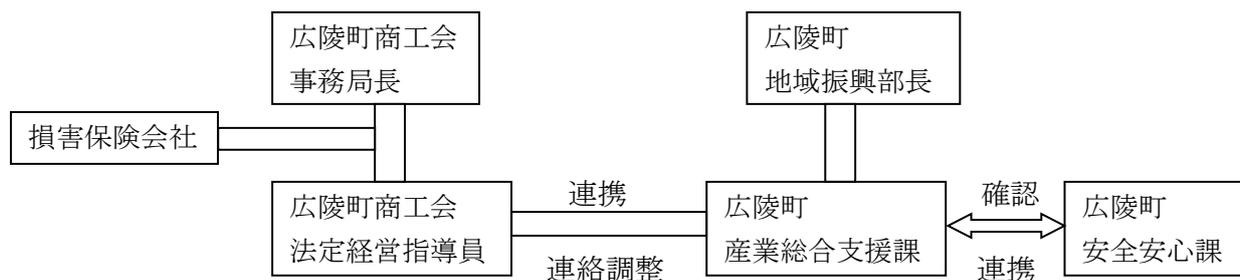
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年11月現在)

(1) **実施体制** (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 山田 晴士 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見通し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

広陵町商工会

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町笠162番地

TEL: 0745-55-3535 / FAX: 0745-55-2614

E-mail: info@koryonet.or.jp

②関係市町村

広陵町役場 産業総合支援課

〒635-8515

TEL: 0745-55-1001

E-mail: sangyo@town.nara-koryo.lg.jp

※その他(必要に応じて、都道府県独自記載事項)

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 必要な資金の額 | 100 | 100 | 200 | 200 | 200 |
| ・専門家派遣費 | 0 | 0 | 50 | 50 | 50 |
| ・協議会運営費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ・セミナー開催費 | 0 | 0 | 50 | 50 | 50 |
| ・パンフ・チラシ 作成費 (広報費含む) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|--------------------|
| 会費収入、広陵町補助金、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | |
|---|--|
| ①、② 奈良県商工会連合会 〒631-0824 奈良県火災共済協同組合 〒631-0824 東京海上日動火災保険株式会社 〒100-8050 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 〒150-8488 | 代表者 中谷守孝 奈良県奈良市西大寺南町8番33号 奈良商工会議所会館4階 代表者 中谷守孝 奈良県奈良市西大寺南町8番33号 奈良商工会議所会館4階 取締役社長 城田宏明 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号 代表取締役社長 新納啓介 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号 |
| 連携して実施する事業の内容 | |
| <p>① ・巡回や窓口指導時、商工会の上部団体である全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。</p> <p>② ・連携協定を結ぶ奈良県商工会連合会、東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。</p> | |
| 連携して事業を実施する者の役割 | |
| <p>①、②とも専門家の見地から自然災害等のリスクに備え、事前には、必要と考えられる保険の加入確認また、有事の際を見据えた準備の再認識等、対応に備える機会を提供していく。また、有事の際には、同じく被害を最小限にまた、迅速に復旧できるよう緊密な連携を図っていく。</p> | |
| 連携体制図等 | |
| <p>①、②</p> <pre> graph LR A[広陵町商工会 事務局長] --- B[広陵町商工会 法定経営指導員] C[広陵町 地域振興部長] --- D[広陵町 産業総合支援課] E[損害保険会社等] --- B B --- 連携 D D --- 確認 F[広陵町 安全安心課] D <--> 連携 F </pre> | |